

産業競争力強化法に基づく中小企業関連の指針について

平成25年12月
中小企業庁

1. 概要

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第112条、第120条、第126条に基づき、中小企業の活力の再生に資するべく、法令を補充し、各事項の基準等を示すものとして、以下3つの指針を定める。

2. 具体的な内容

(i) 創業支援事業の実施に関する指針（法第112条）

市区町村が作成する創業支援事業計画の国による認定の基準を規定することを目的として定めるもの。

具体的には、数値目標の定め方、創業支援の実施に当たり地域の活性化を図ること、民間、支援機関等と一貫した支援を行うこと、認定経営革新等支援機関との連携等により支援を継続して行うこと等に努めること、公序良俗に反しないこと等について規定。

(ii) 中小企業承継事業再生の実施に関する指針（法第120条）

中小企業承継事業再生計画（再生可能性のある事業を新設会社等に移転した上で、旧会社を清算し、債権放棄を伴う事業再生を実行するもの）の認定基準等を規定することを目的として定めるもの。

具体的には、認定基準として、計画終了時点で有利子負債の返済が10年以内で可能であること等を規定（旧産活法の関係指針の内容と同様）。

(iii) 中小企業の事業の再生の支援に関する指針（法第126条）

国・自治体・中小機構・中小企業再生支援協議会が講ずべき中小企業の事業の再生に係る支援措置及び支援体制等について規定することを目的として定めるもの。

具体的には、中小機構に設置される中小企業再生支援全国本部が実施する支援措置等について規定（旧産活法に基づく「中小企業再生支援指針」の内容に、産業競争力強化法における中小機構の業務追加関連規定を追加）。

3. スケジュール（案）

- 1 月中下旬 産業競争力強化法施行
- 1 月中下旬 中小企業政策審議会経営支援部会開催（諮問・答申）
※書面審議
- 1 月下旬 指針 公布

（※）指針についての審議については、産業競争力強化法の施行と同日に、中小企業政策審議会令が改正されて同法が中小企業政策審議会経営支援分科会の所掌事務に加わるため、施行日以降直ちに行う。

（ 以 上 ）